

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：32670

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23720373

研究課題名(和文) 中世後期プランタジネット朝における国王宮廷

研究課題名(英文) The Plantagenet court in the late Middle Ages

研究代表者

加藤 玄 (Kato, Makoto)

日本女子大学・文学部・准教授

研究者番号：00431883

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円、(間接経費) 990,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、13世紀後半のイングランド王エドワード1世の家政組織の具体相を分析することを通じて、空間とコミュニケーションという観点からプランタジネット朝宮廷の性格を解明した。エドワード1世の家中と移動宮廷を分析し、家中で活躍したサヴォワ人の経歴を当時の政治状況の中に位置づけ、移動宮廷における会計記録の作成を検討した。また、アキテーヌ公とその統治下のガスコーニュ地方の家臣との関係を分析し、中世における家臣のアイデンティティが主君とのコミュニケーションによって多面的に形成されることを指摘した。以上の研究を遂行する中から、アキテーヌ公領を当時の社会的諸関係や諸制度の投影＝領域として捉える視点を得た。

研究成果の概要(英文)：Through analyzing the specific phase of the household of King Edward 1st of England in the 13th century, this study was to elucidate the nature of the Plantagenet court from the point of view of the "Space and Communication". By surveying the itinerant court and the household of King Edward, this investigation positioned in the political situation the careers of Savoyards, who was active in the court. In addition, to analyze the relationship between the vassals of Gascony and the duke of Aquitaine, it was pointed out that the identity of the vassal in the Middle Ages is formed by multi-faceted communication with their lord. From performing this study, we got a point of view to understand the Aquitaine duchy as projection of the institutions and the social relations.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：中世 フランス イングランド 宮廷

## 1. 研究開始当初の背景

近年の欧米中世史学界全体の傾向として、中世ヨーロッパにおける宮廷の役割を再評価する動きが指摘できる。しかしながら、以下の2点の理由から、中世後期の宮廷の性格が十分に解明されているとは言いがたい。第1に、ルイ14世の宮廷に集う人々の行動様式や思考様式を描き出したN. エリアスの『宮廷社会』に典型的に表れているように、近代史研究者は宮廷を国王周辺に形成された政治的・文化的領域における単一で支配的なセンターであると認識してきた。また、宮廷の役割に関しては、国家の中央集権化の進展、税収・軍事・政治権力の独占の増大という文脈による説明が試みられた。しかし、中世の国王はヴェルサイユ宮殿のような単一の固定した政治的中心地を持たず、絶えず領内を巡回していた。また、中世における宮廷は財務・行政・司法の各機構とは異なり、厳密に定義しうる制度とは言えず、君主の家政組織は近代的な官僚機構の先駆けでもない。このように制度的な分析にうまく適合しない宮廷は、中世後期における国家形成を重視する立場からは無視される傾向が強い。第2に、史料ジャンルの偏りが存在する。12世紀後半のイングランドでは宮廷を題材とした風刺文学や道徳文学が花開いたが、13世紀には国王側近による歴史叙述が衰退するのに伴い、宮廷に関する文学史料はまれになる。対照的に国王家政組織 (domus, hospitium, household) に由来する行財政文書は増大した。そのため、13世紀を扱った近年の研究は家政組織の制度的発展に考察を集中させ、中世後期の宮廷を重視していない。

以上の研究史上の空隙を埋めるために、申請者はエドワード1世の宮廷の性格を検討し、宮廷を「家政組織を基礎として、君主の周りに形成される環境」として捉えた。宮廷に物質的な基盤を与えたのが君主の家政組織であるが、家政規則 (household ordinances) に依拠した従来の研究は家政組織の輪郭を示したものの、その日常的な具体像の解明には至っていなかった。それに対し、申請者は移動宮廷に着目し、「国王家政組織記録 Records of the Household」を史料として利用することで、宮廷のバックボーンとしての家政組織の具体的な性格を明らかにした。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、13世紀後半のイングランド王エドワード1世の家政組織の具体相を分析することを通じて、空間とコミュニケーションという観点からプランタジネット朝宮廷の性格を解明することである。同時に、申請者の平成20-22年度科学研究費(若手研究B)課題の空間的枠組みを拡大し、ブリテン諸島と大陸所領の統治を中世後期特有の広域支配の新たなモデルとして提示する

ことも目指す。具体的には、1) 国王家政組織の人的要素(組織・構成)と空間的要素(移動・宿泊)、2) 外来者を含む宮廷構成員と国王との間のコミュニケーションの諸相、3) 以上を踏まえた13世紀後半からのプランタジネット家による支配空間の再編の諸相、の3点を解明する。

## 3. 研究の方法

申請者が、平成20-22年度科学研究費(若手研究B)課題「中世アキテーヌ公領統治における空間とコミュニケーションの諸相」で採用した空間的アプローチと人的アプローチは、ブリテン諸島と大陸所領を対象とする本研究でも有効な視角となりうる。

空間的アプローチにより、申請者はエドワード1世の大陸所領巡幸の際に王が発給した証書類に加え、彼に付き従っていた家政組織が残した家政組織支出記録を分析することで、巡幸路を確定し、王が都市やバステードに頻りに立ち寄りつつ、大陸領全土をくまなく巡ったことを示した。

人的アプローチにより、当時の政治状況に対応した既存の地域秩序と、それを基盤にした新たな政治秩序の構築・再編を、フランス王とアキテーヌ公、アキテーヌ公と公領住民の間の紛争を含むコミュニケーションの過程として理解することで、領邦における権力関係の多層性を指摘した。さらに、移動宮廷の構成員の分析から、巡幸中の王とのコミュニケーションを積極的に維持していたのは家政組織の騎士となった地元の中小貴族であることを解明した。移動宮廷に騎士として仕えた地元貴族は、俸給と官職を与えられ、特に下級役人に登用され、統治の一翼を担った点を強調した。

以上のように、これまでの研究課題の遂行で得られた知見と手法をブリテン諸島および大陸所領に敷衍させることで、宮廷を近代国家形成上の異質な要素とみなすのではなく、歴史的に構築された中世特有の広域支配の一形態と捉え、プランタジネット家の宮廷の持つ多様な性格を具体的に把握することができるものと考えられる。

## 4. 研究成果

はじめに

英仏両王家の狭間で翻弄される従属的な存在としてではなく、むしろ英仏両王家の動向を規定するアクターとして、ガスコーニュの住民たちをとらえる観点が、今日では支持されていると言って良い。また、ガスコーニュの住民たちの忠誠(allegianceあるいはloyalty)を確保することは、英仏両王家にとって重要な関心事であった。例えば、マルコム・ヴェイルはその著作『アンジュー家の遺産』の中で、ガスコーニュを巡る問題に直面した英仏両王家が、いかに「百年戦争」に向かったのかを論じ、次のように述べている。

「西南フランスの住民は反抗的で独立心に富み、アキテーヌへの宗主権の行使をめぐるカペー家とプランタジネット家の主張の間に、自らの利害をねじ込んだ。」のである、と。

本報告書では、同様の観点から、ガスコーニュの性格、特に中世後期（14世紀～15世紀）の英仏関係の諸局面における住民の帰属意識の性格を示すことを目的とする。その際に、政治的諸問題をめぐる交渉の場で提示された主張「自由地 allodium 論」および「イングランド王冠からの不可分性」に注目し、また、英仏両王とガスコーニュとの相互関係において重要な役割を果たした人物としてフォウ伯・ベアルン副伯ガストン3世（フェビュス）、および団体としてアキテーヌ（ギュイエンヌ）三部会に焦点を当てる。

#### （1）「アンジュー家の遺産」としてのガスコーニュ

まず、本報告書で対象とする「アキテーヌ」と「ガスコーニュ」および「ギュイエンヌ」について、説明しておく。1058年、ポワティエ伯ギ・ジョフロワ（後のギョーム8世）の下で、アキテーヌ公領とガスコーニュ公領（ガロンヌ河以南地域）が統合される。1152年に、アンジュー伯アンリがアキテーヌ公アリエノールと結婚し、その後、イングランド王ヘンリ2世として即位して以来、歴代イングランド王はアキテーヌ公を兼ねた。当初のアキテーヌ公領は、西フランスのポワトゥ地方からピレネー山脈にまで至る広大な領域であり、婚姻と相続によって、イングランド王冠と結びつけられ、イングランドの「占領地」「植民地」という性格を持たない。すなわち、ウェールズ、アイルランド、カレー・ペイルのような「イングランド外のイングランドの占領地・植民地」という性格付けにはそぐわない。また、15世紀のノルマンディでの体制とアキテーヌの体制も異なる。ノルマンディはヘンリ5世の下で占領され、植民された。一方、アキテーヌは征服されたわけではなく、イングランド人による植民も行われなかった。ガスコーニュの制度へのイングランドの目立った影響はない。法的にはローマ法と慣習法の混合形態を採る点が、他の西南フランス地域と共通している。統治制度も、ブルゴーニュ、アルトワ、フランドル、ブルターニュのような他のフランスの諸侯領と共通している。

しかし、1224年のポワトゥ喪失以降、ガスコーニュの地位は曖昧なままであった。なぜならば、ヘンリ3世の称号はアキテーヌ公であったが、実際に彼が保持していたのはガスコーニュであったからである。13世紀後半以降、同地域を指す呼称として、「アキテーヌ」の变化形である「ギュイエンヌ」が併用される。

1259年のパリ条約で、イングランド王ヘンリ3世は、アキテーヌ公として、フランス王

ルイ9世にガスコーニュに関する封建的義務を負うことになり、フランス王への優先臣従礼やパリ高等法院の法的優越による問題が生じることとなった。ところで、1252年、シモン・ド・モンフォールのガスコーニュ統治による混乱後、ヘンリ3世は王太子エドワードへガスコーニュを委譲する。その際に公領住民に示した条件の中に、次の2点がある。

ガスコーニュは、公としての王自身もしくは彼の長男によってのみ保持される。ガスコーニュは、イングランド王冠と不可分で、上記の者以外には譲渡しない。これは当時のフランス王国で用いられていた「親王領（アパナージュ）」の創設と類似した政策と言えるが、同時に、封土であるガスコーニュを長男に委譲することで、イングランド王個人によるフランス王への優先臣従礼を回避することが可能であることを意味する。1306年にエドワード1世によって、また1325年にはエドワード2世によって、この方策が採られた。

#### （2）自由地ガスコーニュと自由地ベアルン

1259年のパリ条約の規定は、上訴管轄権に関する対立、さらには1294年からのガスコーニュ戦争をもたらした。イングランド王＝アキテーヌ公にとって、上述のフランス王とパリ高等法院の法的優越に対抗する主張が必要であった。ガスコーニュ戦争の休戦交渉の際、エドワード1世側の代理人は、フランス王側に対して、ガスコーニュの法的地位を問題とした。ここで提示されたのが、いわゆる「自由地ガスコーニュ論」の主張である。すなわち、上述のパリ条約締結以前からガスコーニュは自由地 allodium であり、ガスコーニュは神のみから与えられ、いかなる地上の上位者も認められない。それゆえ、アキテーヌ公領の他の地域とは異なり、ガスコーニュはフランス王の封土ではない。また、イングランド王＝アキテーヌ公はその地における君主であり、フランス王に対していかなる臣従礼も忠誠宣誓も封建的奉仕も行う必要はなく、完全な裁判権を保持するのである、と。これは、ガスコーニュをフランス王国から切り離す試みであり、1259年のパリ条約によって創り出された体制を放棄したものである。ガスコーニュにおけるプランタジネット家の宗主権の独立というこの主張は、エドワード3世によって再び使用される先例となったばかりではなく、以下に見るように、フランス王国内の他の諸侯にも引き継がれることになる。

14世紀後半の西南フランスの有力諸侯であるガストン3世（フェビュス）は、フランス王からフォウ伯領を、イングランド王＝アキテーヌ公からベアルン副伯領を、それぞれ封土として受領していた。1346年に英仏間の戦争が再開すると、ガストン・フェビュスは自らの旗幟を鮮明にする必要に迫られるが、クレシーの戦いによるフランスの敗北を受

けて、「ベアルンが自由地であり、ガストン・フェビュス自らが宗主権を持ち、神以外の上位者を認めない」と主張し、英仏の対立からの中立を表明した。しかし、「自由地ベアルン論」はベアルンの元来の地位に基づくものではない。なぜならば、彼の4代前のベアルン副伯ガストン7世は、1242年にヘンリ3世に対して、1286年にはエドワード1世に対して、それぞれ臣従礼を行っているからである。おそらく上述の「自由地ガスコーニュ論」を借用した可能性が高いこの主張は、フランス王フィリップ6世だけでなく、イングランド側にも向けられるようになった。

1360年のプレティニ・カレー条約でエドワード3世は、ブルターニュ、ノルマンディ、アンジュー等々への要求を放棄した。そして、その代わりにポワトゥ、サントンジュ等々を含む拡大したアキテーヌへの宗主権を獲得し、アキテーヌ公国として王太子エドワード（黒太子）に委ねた。しかし、ガストン・フェビュスは1364年にエドワード黒太子に対する臣従礼を拒否したのである。ガストン・フェビュスは、後に「ベアルンの領主 seigneur de Béarn」という称号を使用し、「自らはベアルンの唯一の支配者で上位者を認めない」と表明するようになる。この「領主（ドミノス）」という称号は、イングランド王がアイルランドにおいて使用した「アイルランドの領主（ドミノス）」という称号を想起させる。ともあれ、ガストン・フェビュスは、ガスコーニュからベアルン副伯領を切り離す試みを続ける一方で、フォワ伯領に関してはフランス王に臣従礼を行っていたのである。

### （3）ガスコーニュにおける三部会

1364年に、エドワード黒太子は電税 fouage を課すためにアキテーヌ（ギュイエンヌ）三部会を創設した。1390年に、イングランド国王リチャード2世は叔父のランカスター公ジョン・オブ・ゴントにアキテーヌ公領を委譲する決定をガスコーニュ住民に伝えた。しかし、三部会は、既存の特権の保証、およびイングランド王冠と公領の不分離を主張して、その委譲に反対した。三部会側の主張の根拠とされたのは、先述のヘンリ3世から王太子エドワードへの委譲の際の先例であった。また、ジョン・オブ・ゴントへの委譲の際に、リチャード2世は「イングランドとフランスの王 roy d'Engleterre et de France」の称号を用いた。この称号の使用はエドワード3世以来のフランス王位への主張を反映したものである。これに対し、三部会は、アキテーヌ公領はあくまで「宗主権者たるアキテーヌ公 sovereign duke of Aquitaine」であるイングランド王によって保持されるべき、と主張し、リチャード2世によって提示された「フランスの王」を含む称号の使用を拒否したのである。

後の時期にも、三部会は同様の態度を示し

た。1399年には、プランタジネット家最後の国王リチャード2世を廃位し、ジョン・オブ・ゴントの息子ランカスター家ヘンリがイングランド王に即位し、ヘンリ4世を名乗った。1415年のアザンクールの戦いにおけるヘンリ5世の勝利によって、イングランド側に有利な状況で、1420年にトロワ条約が締結されることになる。その調印前後に、ガスコーニュ南部の都市ダックスで開催された三部会において、イングランド側の役人であるボルドー・コネタブル（財務長官）が主君のヘンリ5世に言及する際に、「イングランドとフランスの王 lo rey d'Anglaterra et de Fransa」の称号を使用した。これに対し、三部会側は「イングランドとフランスの王、ギュイエンヌの公 lo rey d'Anglaterra et de Fransa, duc de Guiayna」の称号をヘンリ5世に用いて返答している。ヘンリ5世の役人はギュイエンヌ（アキテーヌ）公領を自身が王位を主張するフランス王国に含めたが、公領住民は「フランス王位の主張」というヘンリ5世の大義を認めつつも、ギュイエンヌ（アキテーヌ）が「フランス王国の一部」に組み込まれることをあくまでも拒否した。すなわち、イングランド王が用いた「フランス王」の称号という、たとえ形式的あるいは理論的なものであったとしても、公領住民は、フランス王によるアキテーヌ公領への宗主権を認めることを望まなかったのである。

おわりに

ル・パトゥーレルの「プランタジネット・ドミノオンズ」の議論を踏まえるならば、ガスコーニュは、権力核（統治者）が、複数の位格（ペルソナ）を持つ複合領域（コングロマリット）の一つであった。すなわち、歴代イングランド王はアキテーヌ公として、イングランドとは異なる形態でガスコーニュを統治した。しかし、イングランド王家の世襲地でありながら、13世紀以降、あいまいな地位に留まっていたガスコーニュに対し、明確な性格を与えようとした試みが、「自由地 allodium 論」と「イングランド王冠からの不可分性」であった。ガスコーニュ三部会は、この「イングランド王冠からの不可分性」と「アキテーヌ公による統治」に固執した。彼らは、自らの保持する特権がフランスの他地域とは差異化された地位に由来することを意識しており、フランス王国の一部に組み込まれて同質化することで、その特権を喪失することを恐れたからである。一方、有力諸侯であるガストン・フェビュスは、ベアルン副伯としてはアキテーヌ公の支配からの独立を志向したが、フォワ伯としてフランス王の家臣に留まり続けた。彼も複数の位格（ペルソナ）を持つと言える。

また、イングランド王＝アキテーヌ公によって用いられた「主張・言説」は、ガスコーニュ住民によって「流用」・模倣され、彼らの政治的立場を表明する手段に作り替えら

れた。フランス王からの掣肘を免れるために、イングランド王側が編み出した「自由地ガスコーニュ」論は、おそらくガストン・フェビュスによって流用され、フランス王やエドワード黒太子に対して使用された。また、アキテーヌ公領はイングランド王冠と不可分であるという、13世紀半ばのヘンリ3世による主張は、14～15世紀のアキテーヌ三部会による主張の根拠として持ち出された。

最後に、三部会の役割について付け加えておく。14世紀半ばに非慣習的課税への同意のためにエドワード黒太子によって創設されたアキテーヌ三部会は、1453年のフランスによる占領後も存続し、君主と臣民のコンタクトを可能にし続けたのである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

加藤玄「[書評]大宅明美『中世盛期西フランスにおける都市と王権』『西洋史学論集』49、2011年、109-114頁(査読無)

加藤玄「Jews in Late Medieval Navarre」『日本女子大学 紀要 文学部』62(2013年)69-77頁(査読無)

加藤玄「Relationship of Infrastructure Control and Regional Dominion in Medieval Languedoc」『日本女子大学大学院文学研究科紀要』19、2013年、29-36頁(査読無)

加藤玄「(研究動向)帝国で読み解く中世西欧カトリック世界の構造 神聖ローマ帝国、フランス王国、アンジュー帝国」(朝治啓三・渡辺節夫との共著)『西洋史学』249、2013年、20-32頁(査読有)

Makoto KATO「Creating Identities in the Hundred Years War: Aquitaine, Gascony and Bearn」『西洋中世史研究(韓国)』33、2014年、235-254頁(査読有)

[学会発表](計6件)

Makoto KATO, Jews in late medieval Navarre, International Symposium: "Religious Conflict, Religious Concord in Europe and the Mediterranean World" 2012年10月20日-21日, 東京大学駒場キャンパス(東京都)

Makoto KATO, Relationship of Infrastructure Control and Regional Dominion in Medieval Languedoc, International Symposium: "Space, Culture, and Regeneration of Cities in History: From the Viewpoint of International Comparison of Territory and Infrastructure," 2012年12月03日-04日, 東京大学本郷キャンパス(東京都)

Makoto KATO, Between Savoy and Gascony: A Testament of Jean de Grailly,

Territory, Society, and Technology: France- Japan Research Cooperation Meeting, 2013年03月11日, University of Toulouse II (フランス、トゥルーズ)

Makoto KATO, Creating Identities in the Hundred Years War: Aquitaine, Gascony and Bearn, 8th Japanese-Korean Symposium on Medieval History of Europe, 2013年8月22日、慶應義塾大学(東京都)

加藤玄「中世後期の英仏関係とガスコーニュ」西洋史研究会大会、2013年11月10日、東京、立教大学

加藤玄「フランス中世学界における Territoire 研究の現在」都市史学会大会、2013年12月15日、東京、東京大学

[図書](計2件)

加藤玄「中世ウェストミンスター宮殿の壁画群」伊原弘編『「清明上河図」と徽宗の時代』勉成出版、2011年、総ページ数378頁(共著)

加藤玄(朝治啓三・渡辺節夫との共編著)『中世英仏関係史 1066-1500』創元社、2012年、総ページ数327頁

[産業財産権]

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

[その他]

特になし

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

加藤玄(KATO MAKOTO)  
日本女子大学・文学部・准教授  
研究者番号: 00431883

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし